

東京都児童福祉審議会 第7回専門部会（拡大） 審議概要

1 日時 平成15年7月25日（金） 10:03～11:54

2 場所 都庁第二本庁舎 31階 特別会議室21

3 会議次第

<議事>

(1) 新委員紹介

(2) 局長挨拶

(3) 資料説明

(4) 審議

4 出席委員

網野武博部会長、浅川澄一委員、磯谷文明委員、窪田由美委員、近藤恵子委員、
鶴岡健一委員、松原康雄委員、森田安孝委員、山田昌弘委員

開会

<議事概要>

1 新委員紹介

松岡子ども家庭部計画課長

昨年5月の本委員会以降、審議会の委員が5名変わった。また、新たに臨時委員2名も委
嘱した。初めての委員の方もいるので、開会に先立ちご紹介させていただく。

東京家庭裁判所首席調査官 鶴岡健一委員

東京都議会厚生委員会委員長 森田安孝委員

ほかに、東京都医師会理事の玉木委員、新宿区長の中山委員、日野市長の馬場委員、
臨時委員として、恵泉女学園大学人文学部教授の大日向委員、お茶の水女子大学大学院人
間文化研究科助教授の永瀬委員が就任されている。

2 局長挨拶

幸田福祉局長

幸田でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

委員の皆様には、昨年の5月の審議会発足以来、各部会において大変ご熱心な審議を行っ
ていただき、心から御礼を申し上げる。専門部会においては、都市型保育サービスへの転換

と福祉改革というテーマで、これからの保育のあり方について、熱心にご論議をいただいたと伺っている。今日は、拡大専門部会ということで、すべての委員の方々にこのテーマについてご審議をいただくことになっている。

ご承知のとおり、福祉局では現在、地域、選択、競い合いによる利用者本位の福祉を目指し、福祉改革を進めている。この福祉改革の代表的な事例が保育における認証保育所制度だ。現在、その設置を鋭意進めているが、平成13年度の第1号開設以来、2年ほどの間に設置数が160を超える勢いとなっている。認証保育所制度については、今後、大都市の特性に適した新たな保育制度の一つとして、国に認知させていく道筋を明らかにしていくことが課題と考えている。

一方、子育て支援に関しては、先般、次世代育成支援対策推進法と、改正児童福祉法が国会で可決、成立した。これまでの児童福祉法では、子育て支援については、被虐待児などの要保護児童や、保育に欠ける児童への対策が中心だった。今回の次世代育成対策推進法の制定や、児童福祉法の改正で、すべての子育て家庭を対象として、区市町村を含めて子育て支援を充実していくべきだとされたところである。

子育て支援事業は、未来を担う子どもたちの人間形成の大切な一時期にかかわるものだ。保育もまたその一つとして、乳幼児期から学童期までの児童の健全育成という広い視野に立ち、教育の分野や、さまざまな子育て支援サービスとの連携を図りながら、子育て支援の役割を果たしていくべきだと認識している。

今後ともぜひ活発なご審議をいただき、東京発の福祉改革にお力添えをいただきますよう、お願い申し上げます。どうもありがとうございました。

3 資料説明

松岡子ども家庭部計画課長

はじめに

- 核家族化や女性の社会進出が進む一方で、子育てに対する家庭での養育力が弱まり、地域における子育て支援の必要性が増大している。そうした中、保育需要も増大し、いわゆる都市型保育ニーズが増大している。行政のコントロールの下での硬直的で画一的な既存のシステムを見直し、新たなものへ再構築することが必要である。
- 大都市東京に特有の保育ニーズの増大に的確に応えていくためには、従来の保育システムを改革し、都における保育システム全体のレベルアップと、保育サービスの内容の充実を図ることが必要である。
- 認証保育所制度は、多様な事業者が参入し、競い合いの中でサービス水準の向上が図られる先駆的な役割を担うものだと言える。

第1 保育制度の変遷（説明省略）

第2 利用者本位の保育サービス実現に向けて

1 東京の子育て家庭の状況

- 地域のつながりが弱まり、子育て家庭は孤立しがちであるが、一方で女性の就労が進み、勤務形態も多様化している。子育てを社会全体でバックアップしていく仕組みが必要となっている。

2 保育ニーズの変化

（1）都市型保育ニーズの増大

- 核家族化や就労形態の多様化などにより、都市型保育ニーズが増大している。様々な問題はあるが、現実にニーズが増大している以上、行政はそれに的確に对应していかななくてはならない。

（2）保育サービスにおける性格の変化

- 保育サービスは、措置的な性格を持つ福祉的サービスから、誰もが利用する、普遍的な社会サービスとして一般化した。
- もちろん、経済的な困窮のほか、家庭環境などの理由から養育困難の度合いが高い子どもたちにも、適切なサービスを提供していくことが必要である。

（3）潜在的保育ニーズへの対応の必要性

- 東京都内の保育所の待機児童数は、毎年約5,000人で推移しているが、保育施策を考えるにあたっては、顕在化した待機児童ばかりではなく、潜在的な保育ニーズも視野に入れることを忘れてはならない。

3 利用者本位の保育サービスの提供に向けた基本的考え方

（1）子育て支援サービスの充実

- 現在の子育て支援施策は、依然として保育に欠ける児童に対する保育施策に偏ってい

る。すべての子育て家庭を視野に入れて子育て支援サービス全体を充実させていくよう施策の転換が必要であり、保育施策も、そうした子育て支援施策全体の中で、担う役割や供給体制のあり方、サービス内容等を、新たな視点から見直していく必要がある。

(2) 保育サービスの基本的あり方

- これからの保育サービスは、必要とする人が、いつでも適正な負担で利用できるようにするとともに、質の高い保育サービスを選択できるようにすることが大切である。
- 待機児童解消については、特に利用者の要望が高い0～2歳児の保育の拡大について、潜在的なニーズも視野に入れて、明確な目標値を示して計画、誘導していく。また、区市町村も、具体的な待機児童解消に向けた行動計画を策定していくべきである。

(3) 保育サービス供給増に向けた改革

- 現在の保育制度の大きな問題点は、保育ニーズが一般化したにもかかわらず、供給システムが依然旧来のままで硬直的で、全国画一的な体制により行われているということにある。
- 様々な保育ニーズに応じてサービス供給量の拡大を図るためには、保育事業への多様な事業者の参入が必要である。大きな方向としては、供給と利用の仕組みに対する規制緩和をし、いわゆる市場化の方向で改革を検討する必要がある。
- 利用者が安心して保育サービスを選択できる仕組みを確立すること、福祉的ニーズを有する人々へのセーフティネットの仕組みを確保することなどが必要なことは言うまでもない。
-

(4) 保育サービスの質の向上

ア 利用者の選択が可能なシステムの構築

- 多様な事業者の参入とともに、利用者と事業者の直接契約制度を取り入れ、子育て家庭が必要とするときに、いつでも適正な負担でサービスが利用できるよう、利用者の選択の幅を拡大することが必要である。
- 利用者が、事業者やサービス内容に関する情報を十分に入手した上で安心して選択できるよう、指導検査や当事者評価の一層の強化とともに、第三者によるサービス評価の普及定着を図り、また、苦情に対して運営の改善が図られる仕組みなどを整備していく必要がある。

イ 保育者の資質の向上

- 保育の質を確保するためには、保育者の資質の向上が重要である。保育者の配置に当たっては、様々な視点から配置のバランスを考慮すべきである。高度な保育技術を有する職員については、その専門技術を広く活用すべきである。また、利用者本位のサービスを行うために、保育者の意識改革を進めていくことが必要である。

(5) 子どものための保育環境の確保

- 保育サービスの性格が変わっても、子どもの健全な発達と最善の利益を重視してサービスを提供していくことには何ら変わりはない。特に長時間保育については、常に子どもの健全な発達と最善の利益の確保という視点を持って対応することを忘れてはならない。

(6) 地域に開かれた子育て支援サービスとしての機能の充実

- 保育所の社会資源を活用し、在宅で子育てをしている家庭等にもっと還元する努力をするべきである。虐待や養育困難などの問題を抱える家庭を支援するため、子育て支援機関と連携してファミリーソーシャルワークによる支援を展開するなど、子育て家庭が問題を抱える以前に支えとなることなどが必要である。

第3 保育サービス提供施設の改革

1 保育施設の現状

(1) 認可保育所

ア 都市型保育ニーズへの対応の現状

- 認可保育所は、大都市における保育ニーズに十分に対応できていない。特に公立保育所の立ち遅れが目立つ。

イ 区市町村による認可保育所入所の決定

- 現在の認可保育所への入所は、利用者が区市町村に申し込み、区市町村が審査・調整・決定をするが、利用者にとって不公平感や不透明感があることは否めない。

ウ 事業者間の競争条件の違い

- 株式会社などの認可保育所への参入があまり進んでいない背景には、社会福祉法人とその他の事業者との間に、利益処分に関する規制等の経理処理、施設整備費補助等の公費助成などの違いがあり、参入障壁となっていることがある。

(2) 認証保育所

- 認証保育所制度は、零歳児保育と13時間開所の義務づけ、利用者との直接契約などが特徴である。平成13年8月に第1号が創設されて以来、急速に設置数が増え、平成15年7月には160カ所を超え、定員は約4,700人となっている。
- 運営費は国の認可保育所に対する負担基準とほぼ同等だが、サービスの面ではむしろ多様な取組がなされている。

(3) 認可外保育施設（ベビーホテル）

- ベビーホテルの利用者は、認可の入所要件に合致していない子どもや、二重保育を受けている子どもなどであり、近年、利用者は増加しているが、中には基準に適合しない施設や、サービス内容に問題のある施設が多く存在している。
- 都では、平成13年度に指導監督要綱を改正し、設置の際の届出を義務づけるとともに、すべてのベビーホテルに対し、事前通告を行わない立入調査を行っている。

2 利用者のニーズに的確に応えられるサービス実現に向けた施設改革

(1) 認可保育所

ア サービス提供のあり方

- 認可保育所は、利用者のニーズに対応した多様な保育サービスメニューを提供すること、特に公立保育所には、サービス事業者としての意識改革が求められている。公立は、適切な養育を行わないリスクの高い家庭、障害児保育、病後児保育等に対するサービスに積極的に提供していくべきである。また、待機児の解消に向けて、入所定員の変更や、定員の弾力化等に取り組むべきである。

イ 多様な事業者の参入促進

- 保育サービスの質の向上と量的な拡大を図るためには、多様な事業者の参入を促進するとともに、利用者が安心してサービスを選択できる体制を整えることが必要である。公立保育所を、保育サービスの質の向上に向けた先導役として位置づけることや、資源

を効率的に活用するという観点から、公設民営化や、他のサービス提供主体の活用による民営化ということも検討すべきである。

(2) 認証保育所

- 認証保育所の創設目的は、認可保育所との競い合いを通じて、都の保育サービス総体のレベルアップを図ることにある。そのために、今後、認証保育所が果たしてきた先駆的役割について、その実績を検証するとともに、都市型保育ニーズに応える取組を認可保育所改革につなげていく必要がある。また、認証保育所制度そのものについても、国に認知させていく具体的な道筋を明らかにするべきである。

(3) 認可外保育施設（ベビーホテル）

- ベビーホテルとその利用者の増加は、待機児童の増加と、認可保育所のサービスでは不十分なニーズの存在を示している。良質なサービスを提供しようと努力する認可外保育施設については、認証保育所への移行を促してサービス水準の向上を図るべきである。また、劣悪な施設については、排除していくことも必要である。

第4 子育て支援施策の充実に向けた財源配分のあり方

1 認可保育所の運営コストの現状

- 現在、公立・社会福祉法人立の認可保育所には、国基準運営費に加えて、都や区市町村から加算の補助が行われている。しかし、加算があるにもかかわらず、特に公立保育所は、都市型保育サービスの実施率が低い。運営コストの面で見ると、公立保育所の運営コストは国基準の2.5倍となっている。

2 認可保育所利用者の負担の現状

- 国の保育料徴収基準は、いわば応益負担の考え方に基づき、所得ごとに7段階に定められている。都内のほとんどの区市町村では、国の保育料徴収基準による額よりも低い保育料を設定し、利用者の負担する保育料は国基準より軽減されている。
- 一方、在宅で子育てしている家庭には、子育て相談などを除いて、子育て支援サービスがほとんどないのが現状である。また、認可保育所と認証保育所、認可外保育所の利用者との間にも保育料の負担状況に差が生じている。利用者の受益と負担の関係という観点、また公平性という観点から、課題があると考えられる。

3 費用と負担の今後のあり方

(1) 効果的な財源の配分

- 保育サービスに対する公的な費用負担のあり方を考える上では、保育サービスを含めた子育て支援全体の施策に対して、限られた財源と人員を効果的に配分していくという視点で、子育て家庭間の受益と負担の公平性を考慮しながら検討する必要がある。多くの人が公平に支援を受けられるよう、子育て支援施策の財源配分のあり方を見直していくべきである。
- 都が現在行っている保育所への独自の運営費加算についても、サービスの質の向上に向けた努力を促す方向へ見直していくことを検討する必要がある。

(2) 保育料負担のあり方

- 保育料の応益負担という考え方のもとに、受益と負担のバランスを考慮した利用者の負担のあり方を検討する必要がある。

おわりに

<都の役割>

- 認証保育所で取り組んできた大都市の保育ニーズに対応する仕組みを認可保育所に広げていく道筋を明らかにすべきである。
- 子育て支援全体における保育施策の位置づけを明確にし、全般的な子育て支援施策とバランスをとりながら保育施策の充実を図るべきである。
- 保育制度の改革の多くは、国の権限に関する事項である。都は、国に対して、認可保育所制度の改革に必要な法制度の整備、さらに子育て支援全体に関する財源の確保や拡充についても提案要求すべきである。
- 供給と利用の仕組みや都独自の補助制度のあり方を見直しながら、保育サービスや在宅の子育て支援の拡充に取り組むべきである。また、国や区市町村も含めて、現在の保育行政が抱える現状と問題点を都民に明らかにすべきである。

<今後の検討>

- この中間報告は、今後の都の保育サービス改革の方向性について審議会の審議を整理したものであり、具体的な施策のあり方については今後審議を進めていく。

- 最終報告に向け、幼稚園教育との連携、学童期を含めた児童の健全育成も視野に入れつつ、認証保育所の法制度化、バウチャー制度等の利用者負担のあり方など、保育施策の具体的な方向を議論していきたいと考えている。

4 審議

○浅川委員 「おわりに」のところが最終的な提言になっているが、前回私は、文章が削除されたのはおかしいということ述べ、事務局から配慮するというお答えをいただいた。今回それが入っていないのはどういうことか。

都の役割の4番目の○のところで、「都独自の補助制度のあり方を見直しながら」という文章が入ったが、私は「加算」という言葉をきちんと入れてほしいとお願いしたはずだ。というのも、18ページで、運営費の加算補助が非効率的で、認可保育所のサービス向上に役立っていない、無駄に使われているということを指摘しているからだ。それを受けて、国制度と、実施主体である市町村の間に立って東京都が独自にやれることは、加算ではないのか。これが、この審議会の最も重要なテーマであろう。

実施主体は区市町村だし、制度についても、認証保育所は国の制度として認められないのだから、都は提言としては言えるけれども、やれない。では、最終的に何が直接できるのか、それが加算の問題だろう。

私はずっと加算の撤廃、あるいは縮小、見直しという話をしてきたが、それは委員会の中でもある程度の合意を得られているはずだ。前回、加算についてきちんと書き込むべきであるという話をしたのに、「都独自の補助制度」という抽象表現にとどまってしまっている。18ページで書かれている「運営費の加算」というきちんとした言葉を、なぜここで後退させてしまったのかがわからない。

それからもう一つ、16ページの認可外保育施設についてだが、これもなぜ最後の表現が変わってしまったのか。認可外保育施設というのは、基本的には親、子どものニーズがあるからできたものであって、悪質な業者が勝手にそれを商売の種としているという認識はおかしいのではないか。たまたま東京都内は、非常に地価が高くてスペースがとれず、人件費が高いために認証保育所のレベルに達してないところがたくさんあるだけだ。ここでは「劣悪な施設を排除していくことが必要である」と断定されているが、こういう議論はなかったはずだ。

その前段では、「駅前基本型認証保育所に対する開設準備経費補助制度等の活用により認証保育所への移行を促し」と書いてある。つまり認可外保育施設というのは、認証保育所、あるいは認可保育所の施設基準までのレベルに達していないものだが、補助制度を活用することによって何とか認証保育所へ格上げしていこうではないかということ述べている。私はこれが正しいやり方だろうと思う。

認可外保育施設は、利用者にとっては必要なものだ。必要なものなら、それを制度の枠の

中に組み込んで、できるだけ安心と信頼を与えていくのが行政の役割であるはずだ。

前回は、「指導監督は効果的な仕組みを工夫して行う」と書かれていたのに、今回は「劣悪な施設を排除していくことが必要である」と書きかえている。劣悪な施設でも、利用者にとっては必要なのだから、排除する方向ではなく、これをいかに制度の中に組み込んでいくかという姿勢が大事なのであって、基準に達してないところは潰していけばいいというものではないはずだ。

これが一般のサービス業であれば、需要と供給の中で、劣悪なサービス業を市場から撤退させていくというのは当たり前のことだ。しかし、保育というのは、圧倒的に供給が不足している。ここにも書いてあるように、潜在的に保育所を希望している人が7万人もいて、顕在的な待機児童も5,000人いる。つまり、それだけ保育所が足りない。本当は認可外保育施設に入りたくないが、認可保育所のサービスが劣っているし、自分のライフスタイルと合わないので、子どもを預けて仕事ができない。だから、やむなく認可外保育施設を利用している人がいるということだ。

それを基準に合わないから潰していけばいいと言ったら、利用者はどうなるのか。ただ単に、劣悪な施設を潰せばいいという表現は問題だろう。絶対的に施設の量が足りないのだから、劣悪な施設であろうと、補助金を出すなり、行政が指導をするなりして、認証保育所へ移行させていく努力のほうの方が重要であり、ここで潰すという表現をする必要は全くない。前回のよう表現にとどめるべきだ。

○白石子ども家庭部長 20ページについては、前回の浅川委員のご意見に基づいて直したつもりだ。18ページの、運営費加算についてはサービスの質の向上に向けた努力を促す方向へ見直していくことを検討する必要がある、ということを受けて書いた。単純に、この文章の中では加算制度という言い方をするとわかりにくいかなということ直したもので、ここでの議論で、「都独自の加算補助制度」と、加算という文言を入れたほうがよいということであれば、そのようにしたい。

次に、16ページの下のところだが、これについては、確かにそのような議論はあまりなかったかもしれない。私どもで整理をする中で、「指導監督は効果的な仕組みを工夫して行う」ということを、さらに強めるという意味でこう書いた。今の浅川委員のご発言は当然のことなのだが、それについては、その前のパラグラフで、明確に、移行を促してサービス水準の向上を図ると言っている。しかし、それでも難しいところがあるのではないか。指導監督を何回か行って、それでもサービスの質が悪いところについては排除していくことが必要、というのが、前回の「指導監督は効果的な仕組みを工夫して行う」ということの結論ではないのか、ということで、このように修正した。これもここでの議論で、前回のほうがベターだということであれば、そのようにしたい。

○浅川委員 「加算」という言葉がわかりにくいから入れなかったという話は全くわからな

い。その前に「加算」という言葉を使っているが、最終的なまとめで取り除くという意図がわからない。ここは都の役割についての文章だ。18ページで運営費加算について書いてはあるが、これは現状認識にすぎない。中間のまとめは都の役割のところが最終的な提案なのだから、ここできちんと「加算」と入れるのが当然であろう。入れていただけるという話なので、それ以上は踏み込まないが。

次の点についてだが、これがあることにより整合性がとれない文章になっている。前の文章では、認証保育所へ移行すべきであるという提案をしておきながら、何の注釈もなく、指導監督に従わないところは排除していけばいいと言うのでは、どちらをやるのかがよくわからなくなってしまう。

○松岡子ども家庭部計画課長 この中間のまとめ全体の構成について、若干見方の違いがあるのかな、ということもあるので一言申し上げたい。例えば13ページから始まる第3章だが、ここでは、13ページから15ページ頭までの、「1 保育施設の現状」のところは現状認識である。それに対して、15ページ以降は施設改革ということで方向性を述べている。ここで審議会としての方向性をつけている。

○浅川委員 そうすると、最後の「おわりに」は要らないのではないのか。総まとめが全体の締めくくりであり、提言である。これだけの資料を全部読まなくても、都が何をしたいかということがわかるように、そこにきちんと書くのが当然だろう。

○松岡子ども家庭部計画課長 加算については、24ページのキーワード解説で、都が独自に上乗せをしている部分の補助金と説明してあるとおり、特に意味の違いはない。

認可外保育施設（ベビーホテル）に対する都の対応だが、14ページの一番下をご覧いただきたい。都では平成13年度以来、認可外保育施設に対して、指導監督要綱を改正し、かなり厳格な対応をしている。認可外保育施設に対しては、良いところについては認証への移行を促していこう、一方で、指導を重ねてもどうしようもないところについては、きっちり排除していこうということを出した。

きちんと責任を持って指導監督を行っていくということには何ら変わりはないが、指導を重ねてもなお、直らないところもある。都も、施設に対して、文書で改善勧告を出すということも何回か行い、毅然とした対応をしてきた。そうした経緯を踏まえて、指導を重ねても従わない、劣悪な施設に対しては、排除するということを記載したものだ。

○磯谷委員 結局、都は、認証保育所を広げていき、その認証の基準になる要綱に合致しないところは基本的になくしていこうという立場と理解してよいか。

○松岡子ども家庭部計画課長 それはない。

○磯谷委員 認証に上げていく努力をして、そこに至らないところは排除していこうというお話があったものだから。そのあたり、私もよくわからなかったもので。

○白石子ども家庭部長 今、申し上げたように、そういうことではない。劣悪、つまり何回か指導監督を行った上で、それでも質が向上しないという施設については、やはり排除していく必要があるのではないかと考えている。全体の文章を整理する中で、取り組みを推進していくということについて、もう少し意味を強めたということだ。ここでご議論をしていただければと思う。

○網野部会長 今日、専門部会に初めて参加された委員の方々は、今のやりとりの踏まえ方も、ほかの委員の方とは違った面があるかと思うので、少し補足させていただく。中間報告では、今後の東京都における都市型保育サービスということ考えたときに何が大事かということで、従来の認可保育所のシステムだけに頼るということを脱皮する方向を、非常に明確に出している。そういう点で、認証保育所、認可外保育施設も、今後どのように方向づけていったらいいかということは大変重要な部分である。

定かではないのだが、過去の議論の中で、認可外保育施設に対しては、どうも指導監督が十分ではないという議論があったように記憶している。そういう中で、浅川委員が指摘されたように、この文言でよいかどうかという検討は、確かに十分には進めていないが、伸ばしていくか、排除するかという方向ではなくて、全体のレベルを高めるための方向という趣旨で出ている。

○山田委員 浅川委員の質問に関連して、質問を2点。まず、都独自の補助制度というのは都加算以外にあるのかないのか。

○松岡子ども家庭部計画課長 ない。

○山田委員 では、都独自の補助制度というのは、いわゆる18ページで議論した都加算制度だけということか。

○松岡子ども家庭部計画課長 厳密なところではいろいろとあるが、基本的には都加算と都独自の補助制度、同じ意味合いで使っている。

○山田委員 次に、16ページの劣悪な施設を排除していくというところだが、私はあまり実態を知らないので教えていただきたい。劣悪な施設を排除したときに、そこに入所していた子どもは、一体どういう運命をたどるのだろうか。例えば高齢者養護施設などが潰れると、

何とかしてほかの施設に入れようという措置が採られる。実際に劣悪な施設を排除した場合に、そこにいた子どもは、例えば都が頑張っているところに入れてくれるのか。それとも、もう完全に自助努力で、ほうっておかれるのか。

この文言は、多分この報告書の根本をなすところだと思う。今までは施設に利用者を合わせる、いわゆる靴に足を合わせるという形での福祉サービスがなされてきたが、今後は、いわゆる利用者本位、利用者にサービスや制度を合わせるという形の改革を進める、とうことでずっと来ていたと思う。それが、この一文があるおかげで、考え方の転換をせっかく進めているのに、逆に施設に利用者を合わせるようにするということに戻ってしまっているのではないかという気がする。

○松岡子ども家庭部計画課長 例えばちびっこ園の事件があったが、都と地元の区市町村が協力をして、直ちに認可保育所を紹介というわけにはいかないが、現に利用している人たちの、さまざまな相談に応じてきた。

ここでは、山田委員がおっしゃるように、施設に子どもを合わせるということまでを意識したものではない。もちろん、さまざまな運営上の創意工夫は認めていくべきだという方向はあるが、そうした中でも、もう最後のぎりぎりのところで、いろいろな指導を重ねても全く直らないところについてはきっちり排除していく。これは今までの全体の間中まとめの論旨の中でも、ある意味当然のことだと考えている。

○松原委員 僕は、この事務局案に賛成だ。いろいろな手だてを講じて劣悪なサービスを提供しているところに子どもが居続けると、場合によっては死んでしまう。子どもを守るという意味で、さまざまな手だてを講じられた後でもサービスの中身が変わらないところについては、むしろ都の責任として、山田委員がおっしゃるように、そういうところに足を合わせないように、靴そのものを問い直していったほうがいい。

そこを残して、我慢して子どもを入れるというよりは、この中間報告の方向性として供給量を増やそう、サービスの質も向上させようという大きな流れがあるのだから、認可保育所や認証保育所を改革し、一定のレベルを持ったサービスを増やしていく中で、排除したところの子どもについての受け皿も作っていくということを前提に、この事務局案に賛成だ。

○浅川委員 事実認識が間違っているようだ。ちびっこ園の例だが、例えば、北区の場合には、今、名前を変えて、事業者も変わって、同じ場所で認可外保育施設として運営している。しかし北区は1回もここに立ち入ったことはない。ここでは行政が責任を持って指導監督を行うと言っているが、実際にやっているのか。東京都は、認可外保育施設をどの程度把握しているのか。事件が起きたら、慌ててそこに飛んでいくというのが現実ではないのか。

認可外保育施設を区市町村がもう少しきちんと指導監督をすべきだということも入れながら、何か事件が起きたら劣悪な施設という判定をして、直ちに追放してしまったら、先ほ

ど山田委員が言ったように、子どもたちはどうなるのか。それを全く無視して、排除すればきれいに片づくという議論はおかしい。

「劣悪」という言葉が突如出てくるが、何をもって劣悪と言うのか。国からすれば認証保育所だって劣悪な制度だ。認可保育所ではないわけだから。国は今でも、認可保育所として認めてないところに子どもを預けたり、そういうものを作ってはいけないというのが基本的な立場だ。だから国の助成金は認証保育所には入っていない。つまり、劣悪というのはレベルがたくさんある。いろいろなライフスタイルに応じて、夜間どうしても預けなくてはいけない人もいるだろうし、調理室がなくてお弁当でも仕方がないところに預けざるを得ない親もいるだろう。認証保育所も含め、認可外保育施設はすべて劣悪だとも言える。

ここで唐突に劣悪という表現をもって判断するのはおかしいのではないか。絶対数が足りないために、親は、劣悪でも仕方なく認可外保育施設に子どもを預けている。その施設をどうやって改善していくかというのが我々議論の対象なのであって、そういう施設があるからおかしいという形で、頭から切り捨てるのは議論が逆転している。

山田委員のご発言は、まさしくそういうことだろうと思う。劣悪というレベルには、いろいろな条件がある。認証保育所に当てはまらないものは全部劣悪なのか。そうではないだろう。認可外保育施設の中でも、保育室という形で区市町村が補助金を出しているところもある。つまり、認可外保育施設にも2段階あって、保育室という名のもとに、きちんと区市町村のコントロール下に入って助成金が出ているところもある。そういうところでも事故が起きる可能性はある。事故が起きたから、それは劣悪だから排除すべきだと発想するのはおかしい。

絶対数が足りないという大前提を無視して保育の議論をするのはおかしい。保育は、儲け主義のために、事業者が劣悪な施設をたくさん展開することによって利益を上げているというサービス業ではない。やむを得ず預けている。みんな認可保育所に入れたいのが当然だ。それでも、自分のライフスタイルに合わず、目の前に認可保育所がなければ認証保育所に預けざるを得ない。その認証保育所ですらないところは、認可外保育施設に預けざるを得ない。その認可外保育施設でも、保育室の指定を受けてないところしか目の前になかったら、そこに預けざるを得ない。それを東京都が、劣悪だと言って排除する方針を出すのは、全くおかしい話だろうと思う。

○松原委員 浅川委員の前半の、立入検査等をきちんとやるべきだという意見には賛成だ。

後半の部分は、浅川委員の趣旨でいけば、むしろ違う結論が出ていいと思う。足りないから増やしていこう、適切なサービスを、公平な負担をしながら供給量を増やしていこうという議論を、これまでもしてきた。そういう中で、今確認されたように、認証保育所を充実させよう、認可保育所もさまざまな努力をしてほしい、それから、認可外保育所についても、ぜひ認証保育所に上がってきてほしいという議論をしてきた。つまり、供給量が足りないということを前提にして、どれだけ一定のレベルを持った保育サービスを増やしていくか、そ

ういう議論をしてきたはずだ。

劣悪という定義をどこかでしようという議論ならわかるが、子どもにとってのサービスということを議論する中で、事故が起こった起こらないの話ではなくて、事前に防止するような努力をしない、行政が指摘をしても、それは営業の自由だという形で全然聞く耳を持たないところについては、一定の措置がとられて当然だと思う。

○森田委員 私は今日初めて参加して、今の議論のところの認可外保育施設の文章を、今読んだのだが、認可外保育施設はすべて駄目だと言っているのではないと読める。指導監督を行った上でもなお劣悪な施設を排除していくことは、行政の責任としてやっていくべきことだと思う。

確かに、おっしゃるように数が足りなくてニーズがある。認可外保育施設を全部壊せという話ではなくて、今、お話があったように、劣悪な施設の条件が何かということは議論する必要はあるが、劣悪な施設に対しては、やはり行政等が指導監督をして排除していくことが必要ではないか。幼児の事故は、必ずしもそういう劣悪な施設で起こるとは限らず、さまざまところで起こるので、これからはしっかりと監督をしていかななくてはならないが、起こりやすい施設というのは、やはり行政が見ていかななくてはいけない。私はこの文章は決しておかしくないと思っている。

○笠原生活福祉部長 認可外保育施設については、1年かけて全部の施設を悉皆で指導検査している。そのほか、問題がある施設については、随時、運営指導という形で、繰り返し指導をしている。問題のある施設、例えば施設基準や人員配置基準、あるいは運営面で非常に悪い衛生管理の中で子どもを保育していた場合には、職員が繰り返し立ち入り調査をして、それでも一向に直す態度を示さない場合には厳しい姿勢で臨んでいる。

一昨年(2017年)の11月末に、57年にできた指導監督要綱を20年ぶりに全面的に大改正した。このときの方針は、一つは、より高い水準に移行していくようにインセンティブを働かせる。その一つとして、認証保育所へ、あるいは認可保育所へという方向がある。もう一つは、指導を繰り返しても直さない場合には市場から撤退してもらう。そういう二つの方向を目指した。

そういう中で、ちびっこ園の後も、例えば認可外保育施設の中で子どもと一緒に犬を飼っていたとか、経営者がお酒を飲みながら子どもを保育していた施設については厳しい指導をし、それでも改善の意向を示さないところについてはやめていただくということで、2、3の例がある。

東京都としては、かなり詳細に実態を把握しながら、子どもの健全な育成という観点から、厳しい指導をしているつもりだ。

○網野部会長 これについてはいろいろ議論があり、とても重要な部分が含まれているの

で、少し方向づけながら、表現方法や考え方を整理させていただきたい。

これは、指導監督の必要性を前提として、ずっと議論されてきたと思う。具体的に言うと、ベビーホテル問題が生じた昭和50年代後半以降、都道府県レベルで指導監督を強化するシステムができたが、都道府県によって相当な寒暖の差があることは事実だと思う。ただ、事業停止まで行政権限で行うことはできないのではないのか。

○松岡子ども家庭部計画課長 児童福祉法で認められている。

○網野部会長 私も、撤去命令の権限の強さまでは、ちょっとはつきりしなかったが、無認可保育施設に関しては停止閉鎖の規定はない。そういうことを含めて、劣悪な施設を排除していくということの表現なり、受けとめ方をもう少し整理して、この中間報告に出したほうがいいと思う。具体的に言えば、劣悪な施設を排除していくということは、どんどんやめさせて減らしていくということだけではなくて、これまでの議論の中で言えば、良い施設になってもらいたいための指導の部分もあるし、建物や運営そのものというよりも、そういうところを利用することを排除する方向もある。ただ、少なくとも「劣悪な施設を排除していく」という表現に関しては、確かに十分な議論を踏まえたものではないので、もう少しいろいろご意見いただいた上で、検討させていただくほうがいいと思う。

○浅川委員 まず笠原部長のご発言についてだが、おとし町田市で、1人の保育者が10人近い子どもを見ていて、たまたまキッチンで洗い物をしている間に、お風呂場に子どもが入ってしまって事故が起きた。町田市も東京都も、その事件が起きるまでは、そこに保育所があることを認識していなかったと言っている。現実には、行政が認可外保育所を全部把握するのは非常に難しい。

次に、例えば2階以上のビルの中に保育施設があった場合には、避難路を2カ所設けなくてはいけないということになっているが、普通の雑居ビルで、2カ所の非常階段があるところは少ない。東京都心の場合には、ペンシルビルのような、7、8階建てで、ワンフロアに2戸や3戸しか入っていないビルがたくさんある。そういうところでも、現実に認可外保育施設は運営されている。これも制度上で言えば劣悪だが、そういうところも排除していいのか。そういうことを言ったら、認可外保育施設はもうみんな劣悪になってしまう。

だから、「劣悪」という表現ではなくて、もう少し、現実にそこに通わざるを得ない親や子どもたちの立場に立った表現をすべきであろう。こういう乱暴な表現で一刀両断に切り捨てるのはおかしい。

○近藤委員 いろいろなご意見を伺っていて、もっともだと思うところもある。これからの大都市の保育サービスの転換という議題で、東京都の場合なら、やはり競い合いという一つのキーワードがある。その競い合いという中で、公設民営の保育所がもうぼつぼつとできて

いる。

私もできるたびに伺って、随分、内容を見たり伺ったりしているが、やはり今おっしゃられたように、マンションの1階でやっている場合もある。ところが、中へ入ってみるとほんとうの保育所そのもので、とても明るくて、ここがマンションの一室かなと思うくらい、とても充実していて安心したことがある。今の論点から外れるかもしれないが、できるだけ明るく、一人でも多くの方々に入っていただけるような場所を作るのに、区も一生懸命頑張っている。

それから、民間の活用と言うか、私ども市民、児童委員なども子育てサロンのようなものを作り、保育所に入れない方々に、どうぞこちらで、みんなでお遊びしましょう、お話ししましょう、子育て中のお母様方もいらしてくださいということで、お寺の一室を借りるとか、短い時間ではあるが、少しでも子育てを支えるために、まちぐるみで取り組んでいる。

先ほど来いろいろなご意見がでていますが、それぞれの区で行った指導監督は、都にどこまで報告し、把握しているのか、少し気になる。運営指導はそれぞれしているだろうが、23区、それから市町村、そういう中で大きく捉えたときに、大都市集中型のところと、三多摩のほうの少しのどかなところ、それぞれの保育の仕方。そういうこともどの程度まで把握していらっしゃるかを伺いたいと思う。

○山田委員 少し補足を。私は別に劣悪な施設を排除するというのが良くないと言っているわけではない。劣悪な施設に子どもを入れたいと思う親はいない。こういう形で劣悪な施設を排除しても、また別な劣悪な施設が、別の場所に新たな形で、もっと劣悪な形で出てきってしまう。劣悪な施設を排除したら、その後の、そこにある利用者を誘導するような仕組みを作るといっていかないと、劣悪な施設をモグラたたきのように排除するという考え方に読めてしまうので、文言に工夫をして欲しい。この文言を入れるのなら、その後に別な形で何らかの文章を追加するなりしていただきたい。

○網野部会長 今の趣旨は、一つは、子どもにとってどんな保育の質が大事なのかということ踏まえた論議で作られていた部分だから、ここにも書かれているように、保育サービスの質を確保するという趣旨で、何が一番大事なのかということをもう少し明確にする必要があると思う。もう一つは、都や区市町村の役割なり行政責任ということで、もう少し何か具体的に書く必要があるのかどうか。そのあたりも含めて、表現そのものについても一度検討するということではいかがだろう。

○幸田福祉局長 今のご議論は、大変重要なところだ。私どもの進めている保育に関しては、昭和40年代の頃にもこういう課題があった。さらに、先ほど来お話があるように、いろいろな事故、不幸な事件もあった。こういうことを反省し、また、平成13年の暮れに認可外保育施設等についての児童福祉法等の改正があり、それを受けて、都としても指導基準を2

0年ぶりに改め、対処してきているという経過がある。

それから、認証保育所についてはA型とB型がある。A型は、よく言われる駅前施設の施設だが、認可保育所とほぼ同等の施設基準を示している。B型は、保育室をできるだけ基準に近づけていただくというものである。これも先ほど来のご議論のように、今の認可保育所と同じ基準でなければならないということになると、浅川委員のご指摘のとおりだと思う。少しずつ重ねてきているというのが実態である。

次代を担う子どもの健全育成という観点から、設備基準とか、配置の基準や衛生基準など、幾つかの要素を総合的に勘案して、繰り返し指導し、それでも改善されず、このままでは子どもたちの健全育成、あるいは生命等に、危険を及ぼすような、一般的に見て非常に劣悪なところをどうするのか、という指導の中の思いを表現したところで、いろいろご議論があったようだ。いただいたご意見等を踏まえ、より正確に伝えられるように委員の皆様方にまとめていただければと思う。

○網野部会長 非常に重要な部分であり、字句の表現ということでこれだけ議論が出てきたことを重視して、さらに検討した上で、正式に中間報告に出したいと思う。

ほかにもいろいろ、ご意見を出していただいた上で進めていきたい。

○窪田委員 20ページの今後の検討のところに「学童期を含めた児童の健全育成も視野に入れつつ」とあるが、これは、実は常々思っていたことだ。

今までずっと保育所のこと、学童期前の子どもに対する健全な発達と最善の利益を第一とするというような形で議論を進めてきたが、学童期に入ると、1年生から学童の場所がすごく少ないということ、地域で生活していて常々感じている。待機児童が多いということは、継続して保護者が働いているケースが多いので、当然のことながら地域によっては学童自体が足りない。大概是3年生から切られてしまう。

家の近くでは、3年生の何名かは入れないということ、2年前に聞いていた。ところが、今年私の末の娘が1年生になったのだが、やはり1年生の、娘のお友達が学童に入れなかった。母子家庭のお子さんで、お母様が夜8時まで帰ってこない。今は夏休み中なので、常にうろうろしている。夜は寂しいので、よくいろいろなお宅を訪ね歩いている。不審者もすごく多い。変質者も出ており、人のお子さんながら不安である。

そう考えると、今までは、学童前のお子さんの健全育成ということ、これを主体に保育体制のことについて話してきたが、これからは学童期のお子さんもたくさんいるということ、これを踏まえた上で、例えば認証保育所でも一部、学童期のお子さんを預かるようなスペースがないかどうか。あと、3年生までと打ち切らないで欲しい。学童の先生から聞いた話だが、6年生ぐらいでも、不安で家で待たせられずに、繁華街にお金を持ってふらふら出ていってしまう子どももいる。保護者が働いていて、一番寂しい思いをしているのは子どもたちだ。

そういった子どもたちの気持ちも踏まえて、できればお子さんが選択できる、3年生まで

と打ち切らないようなサービス体系も、あわせて考えていただけたらと思う。

○網野部会長 今回の点については、今後、議論いただくことになる。全国的には、児童館が中心だが、NPOも含め、保育所でもそういったことを進めているところもある。東京都の実態、状況も、ぜひ報告していただいた上で、具体的なことで、積極的な方向での検討をしてきたいと思う。

○磯谷委員 最後の20ページのところは「おわりに」という書き方になっているが、お話を伺うと、ここが非常に重要な提言ということなので、例えば「まとめ」というような表現のほうがよいのではないか。今日突然出てきたので、意見だけ申し上げる。

○浅川委員 賛成だ。

○網野部会長 今回の件は、「はじめに」に対応する「おわりに」ということだ。趣旨の重要性を考えたときに、「おわりに」というよりも、もう少し重きを置くというか、そういう趣旨で検討させていただく。

○近藤委員 地域によっては無論やっていращやるが、ネットワークを作るのに、福祉が縦割りではなくて、やはり健康や医療、福祉、教育、これらの関係者が一つになって議論する必要があると思う。そうすると、いろいろな面が見えてくるし、第一、子どもたちや、子育て家庭は、複合的な問題を抱えていると思う。ただ単に子どもが預けられないで困るというだけでなく、ほかに複合的な問題も抱えているご家庭を支援するためには、いろいろな関係者の方々が集まって、役割分担しながら連携していく。これが今後の課題ではないかと思う。

○網野部会長 保育サービスと子育て支援が非常に密接に絡んでいるので、保育サービスの展開とはいえ、子育て支援をどうするかという部分がたくさん含まれている。そのようなことで、連携のあり方とか、今、ご指摘いただいたようなことも、さらに具体的にどうするかということでご意見をいただきたい。

全体的には、中間報告の方向性、骨子についてご了解いただけたと思う。委員長としては、今までの進め方で、私自身の不十分さもあった。さまざまな議論をいただいた中で、事務局に整文化していただいたが、方向としては、非常に今後を見据えたものになった部分が含まれている。それぞれの見解から言えば、全く不十分という部分もあるだろうし、ここまで踏み込むべきだという議論もあったと思うが、中間報告としては、これを関係者、都民の皆さんに示し、さらに具体的にご意見を踏まえてということで、次のステップに入りたい。

ほかに特になければ、先ほどの表現なども含め、この趣旨についてもう一回ご意見をいた

だきたい。もう一度整理するが、16ページの下のところは、これまでの案文では「指導監督は効果的な仕組みを工夫して行う」という表現だった。この中にいろいろな意味が含まれていたわけだが、今回は、必要な質を確保するために劣悪な施設を排除していくということ具体的に織り込む方向での最終案となった。いろいろなご意見、考え方があると思うが、共通して受けとめられていることは、子どもが保育サービスを受けるときの内容、質ということが一番考えなくてはいけないということだと思う。

そのような点から、「指導監督は効果的な仕組みを工夫して」という抽象的な表現を具体的な表現にする場合に、「劣悪な施設を排除する」という表現のいろいろな問題を考慮し、別の表現にするかどうか。ここの議論はほかの課題と関連するので、今後、議論を本格的にするということで、今回は従来のような表現でまとめるか。いろいろあると思う。

○松原委員 浅川委員がおっしゃった「劣悪な」というのは非常に抽象的で、場合によってはいろいろな解釈の仕方ができる、というご指摘もよくわかる。しかし、先ほど森田委員もおっしゃったように、子どもにとって非常に危険性のあるものについては、行政の責任で対応すべきだと思う。一つの提案だが、例えば、16ページの一番下のところを、「行政が責任を持って指導監督を行い」とし、その後に「これらを行っても子どもの生命や成長、発達に重大な危険性を解消できない施設を排除していく」というように具体的に書くということではいかがだろうか。

○山田委員 劣悪な施設を排除するという自体は構わないのだが、その利用者をうまくほかのところに誘導できるような仕組みなり、措置なりをあわせて検討すべきであるというように、その後につけ加えてほしい。

○松原委員 そのことも賛成だ。

○浅川委員 でも、現実問題として、そこに通っている子どもたちの次の施設を東京都がきちんと保証することはできないと思う。あるいは、区市町村がそれをやるべきだと書き込めるのか。そうしたら、じゃあうちの子もといって、その認可外保育施設に入っていない子どもも入れてくれということになるだろう。たまたまそこにいた子どもだけに、行政がきちんと保育所を手当てして、そうでない子どもには手当てしないということになってしまうのではないか。もし施設を排除するということで進むのであれば、じゃあ、その施設から排除された子どもの行き場も、ちゃんと東京都が責任を持って確保するという文言を入れることができるのか。

○笠原生活福祉部長 認可外保育施設に閉鎖命令を出して、やめさせたところをどうするかということの現状をお話しさせていただく。実際に何回も立入調査をし、指導する中で、

これはもう危険だから保育施設をやめなさいとなった場合には、当然、事業者や地元の自治体と相談をしながら、現にそこを利用しているお子さんの次の預け先をどうするかということを考えている。

来月末までにやめてくださいとなった場合に、その後1カ月の余裕期間の間に、ほかの認可外保育施設なりを探すという作業をしてから閉鎖するというをやっている。

○磯谷委員 この点については、やはり今、山田先生と、それから松原先生がおっしゃったような、改正をする、文言を改めるというところで賛成をする。

いろいろな懸念もよくわかるのだが、子どもの安全を確保できないようなところというのは、例えば児童福祉法上の対応がとれるにもかかわらず都がとらないということになると、法的にも問題が出てくると思う。また、子どもの最善の利益が第一義的に考慮されなければならないということも条約に記載がある。そういった点からして、もちろんいろいろな懸念や努力すべきところはあるが、子どもの安全、健康などを確保できないというところは、やはり排除していかざるを得ないだろうと思う。

○森田委員 浅川委員のおっしゃることもよくわかるが、山田委員や松原委員のおっしゃった案でいいのではないか。現実には、私が住んでいる杉並区で、地主さんがやっている幼稚園が倒産した例があるのだが、そのときには、やはり区が率先してお子さんの移転先を探すという努力をしていたし、現実にはそれで解決できた。大事なことではあるが、これは今回の中間報告の、その先のところの話で、具体的に行政がどう取り組むかということまでを書くというのは少し無理があるのではないかと思う。現段階ではお2人の提案でいいのではないか。

○鶴岡委員 私も今日初めて参加したので、浅川委員のご提案でいろいろな実情がわかり勉強になった。表現の問題については、強力な指導監督を行うということと、そういう施設を利用せざるを得ないユーザーの支援を行うという2つが盛り込まれれば、劣悪な施設を排除するという表現が残っても差し支えないのではないかと思う。

○浅川委員 それでは、認可外保育施設を、生命の安全や衛生面等々の、先ほど松原委員が言われたことで劣悪と判断した。しかし、そこは延長保育もやっている。一時保育もやっている。非常に利用者のニーズに合った保育をやっている。それと同じものを利用者に提供する責任、あるいはそういうことをやる力が、今、東京都にあるのか。そう断言していいのか。それだったら私は賛成できる。そのサービスと同等のサービスを提供する保育所に、そこに通っている子どもたちを移転させる力が現実にあるのか。そういう努力はしているのか。

残念ながら、笠原部長が言われたように、閉鎖されたら、行き場は、親が自分で探している。区がいくらか手伝いはするが、最終責任は親にある。その認可外保育施設がいいと親が

選んでいたり、ライフスタイル、仕事、さまざまなことをにらみ合わせると、やむを得ずそこしかなかったと。突然そこが閉鎖になったときに、同じ条件のものをきちんと保証するというを書き込むのであれば賛成だが、それは確約できるのか。

○白石子ども家庭部長 先ほど前任の笠原部長からも申し上げたが、現にそのような、子どもの生命や、成長、発達に重大な危険があると判断して、そこを閉鎖させる場合には、地元の自治体と東京都は最大限の努力をするということは確約できる。

○浅川委員 東京都がやろうと思っても、区市町村が動かないのが現実ではないのか。東京都は半分お手上げ状態ではないか。東京都が23区、あるいは多摩全域にわたって認可外保育施設を把握しているとは思えない。区市町村はものすごく温度差がある。熱心なところもあるし、そうでないところもある。私が先ほど申し上げた北区のちびっこ園は、今、園の名称を変えて営業している。当時の保育士がそのまま園長になっている。しかし、名称を変更してから、北区は一度もそこに訪れたことがないのが現実だ。

じゃあ、そこを突如、閉鎖命令したら親はどうするのか。きちんとそれに対応しろと区市町村に命ずることができるのか。現実の法制度の中では、区市町村の努力によってそれがやられているのであって、東京都にその権限はない。それを東京都が保証するというのであれば、相当踏み込んだ判断だろうと思うが、そう理解してよろしいか。

○松岡子ども家庭部計画課長 まず、ベビーホテルを把握できているかということについては、都の要綱で、13年の12月に開設時の事前届け出を義務づけており、これは後に児童福祉法でも義務づけられた。届け出てないところはどうかというと、こちらとしても、電話帳を見たり、いろいろな形で把握に努めてはいるが、それでも出てこないところもあるかもしれない。基本的には届け出を義務づけることにより把握をしているという形になる。

悪質な、劣悪な施設の排除ということも、いきなりやるわけではなくて、何度も立ち入り調査をし、口頭での改善指導、改善の勧告、公表、そういったものを重ね、その上でなお改善が見られない場合には事業の停止を命令する。そういう手順を踏んでの話であり、その間には当然のことながら区市町村にも協力を求めるという形になる。

その後は、まさに優先度という問題かと考えているが、子どもの生命等に重大な支障がある場合には、まずそれをストップさせるのが第一であろう。それでもなお利用せざるを得ない子どもたちをどうするかというのは、改善していかなければならない問題ではあるが、それができないからといって、生命の重大な危険をストップさせることをやらないというのは、責任の放棄だと考えている。

○網野部会長 この文言を通じて、いろいろなことを議論できたのはよかったと思う。少し方向づけさせていただくと、一つは、松原委員が表現も含めて指摘された趣旨で、一番大事

な子どもの最善の利益とか、危険の排除という趣旨を入れるということ。もう一つは、その場合、利用する人たちに、次の適切な預け先を誘導していくシステムを考えるということ。

このことについては、ほぼ委員の皆さん方、了解いただいたと思うが、後者のほうについては、審議会の性格上、ほかの部分もそうなのだが、東京都にこれからやってもらいたい部分もいっぱい含まれている。それから、区市町村に対しても、努力をいろいろ求めている。審議会としては、現状がこうであるからどう言及するかということよりも、今のご意見を集大成すると、誘導する仕組みについて積極的に検討することを中間報告で記すということで、また事務局で文案を含めて詰めていただいて、事前にもう一度確認させていただくという方向にしたいと思うが、いかがだろう。

(「賛成」の声あり)

○ 網野部会長 審議にご協力ありがとうございました。一部、さらに検討する部分を残すが、中間報告についてはほぼこの線で本委員会に提出したいと思う。時期が迫っているので、今日の課題を早急に詰めて、委員長、事務局で少し検討させていただいて、できるだけ早く報告案をお送りするというにしたい。

5 その他

○今後の予定

次回、本委員会は平成15年8月1日(金)午後6時から

専門部会は、9月以降、月1回程度開催予定

閉会